

那覇市公報

第 1 5 9 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 町の区域の設定について（市街地整備課）…………… 589
- 住居表示の実施について（市街地整備課）…………… 592
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 594
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 595
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）…………… 596
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 597

◇ 公 告 ◇

- 那覇市広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 598
- 那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託契約について（区画整理課）…………… 599
- 保留地の一般公開抽選処分について（区画整理課）…………… 600
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 602
- マンション建替組合の事業計画の変更認可について（建設企画課）…………… 602
- 施行マンションの名称等を表示する図書の閲覧について（建設企画課）…………… 604
- 平成 25 年度県産加工食品等販路拡大支援事業委託の受託者選定にかかる公募型企画提案募集の実施について（商工農水課）…………… 605
- ホイルローダー購入に係る制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課）…………… 606

◇教育委員会公告◇

○指定管理者の募集について.....	608
--------------------	-----

告 示

那覇市告示第 112 号

平成 25 年 6 月 24 日

掲 示 済

町の区域の設定について

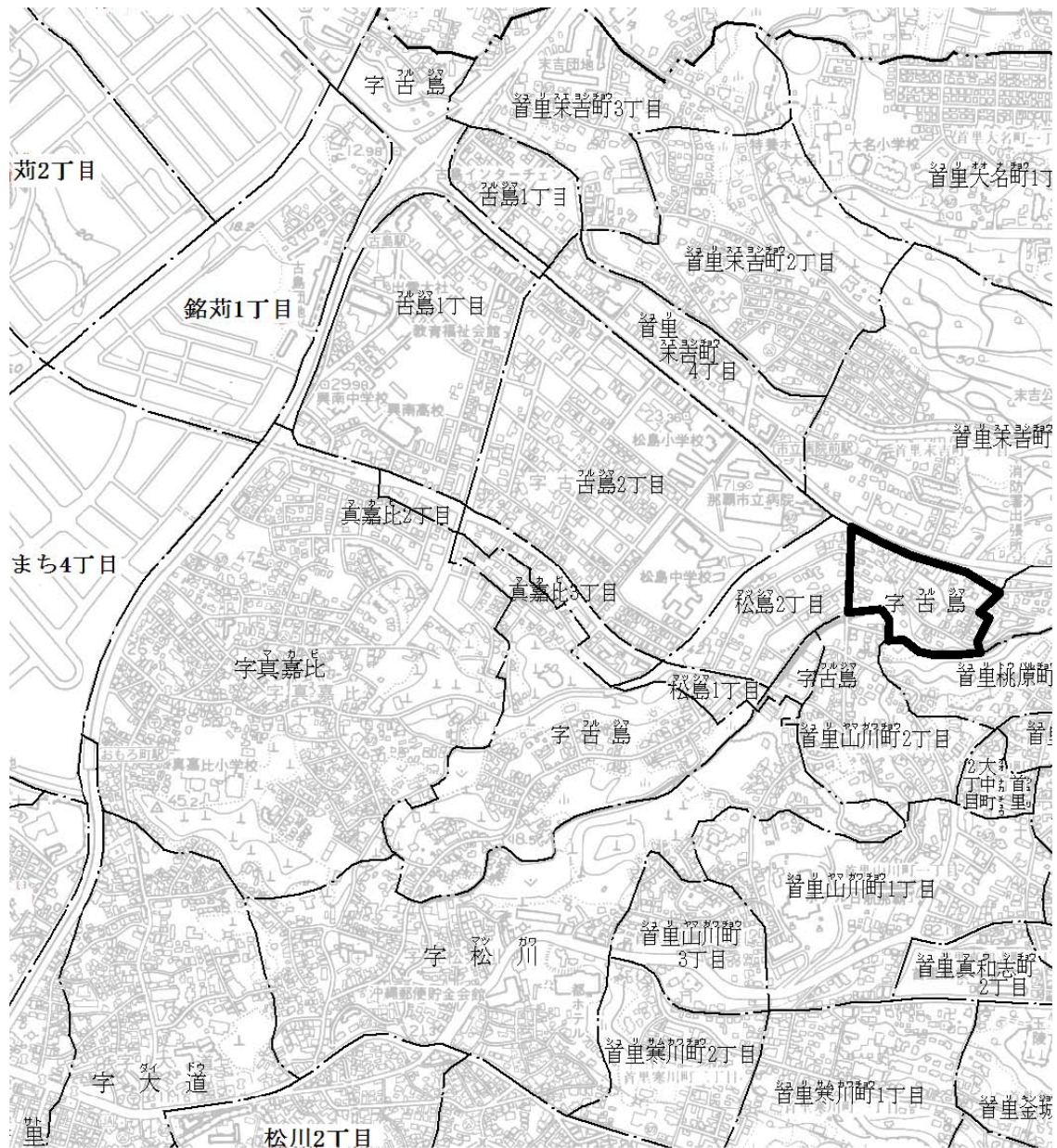
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別図 1 に示す字の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり変更するため、平成 24 年 9 月 25 日付け議会の同意を得たため、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、上記の処分は、平成 25 年 8 月 5 日から効力を生ずるものとする。

那覇市長 翁 長 雄 志

別図 1

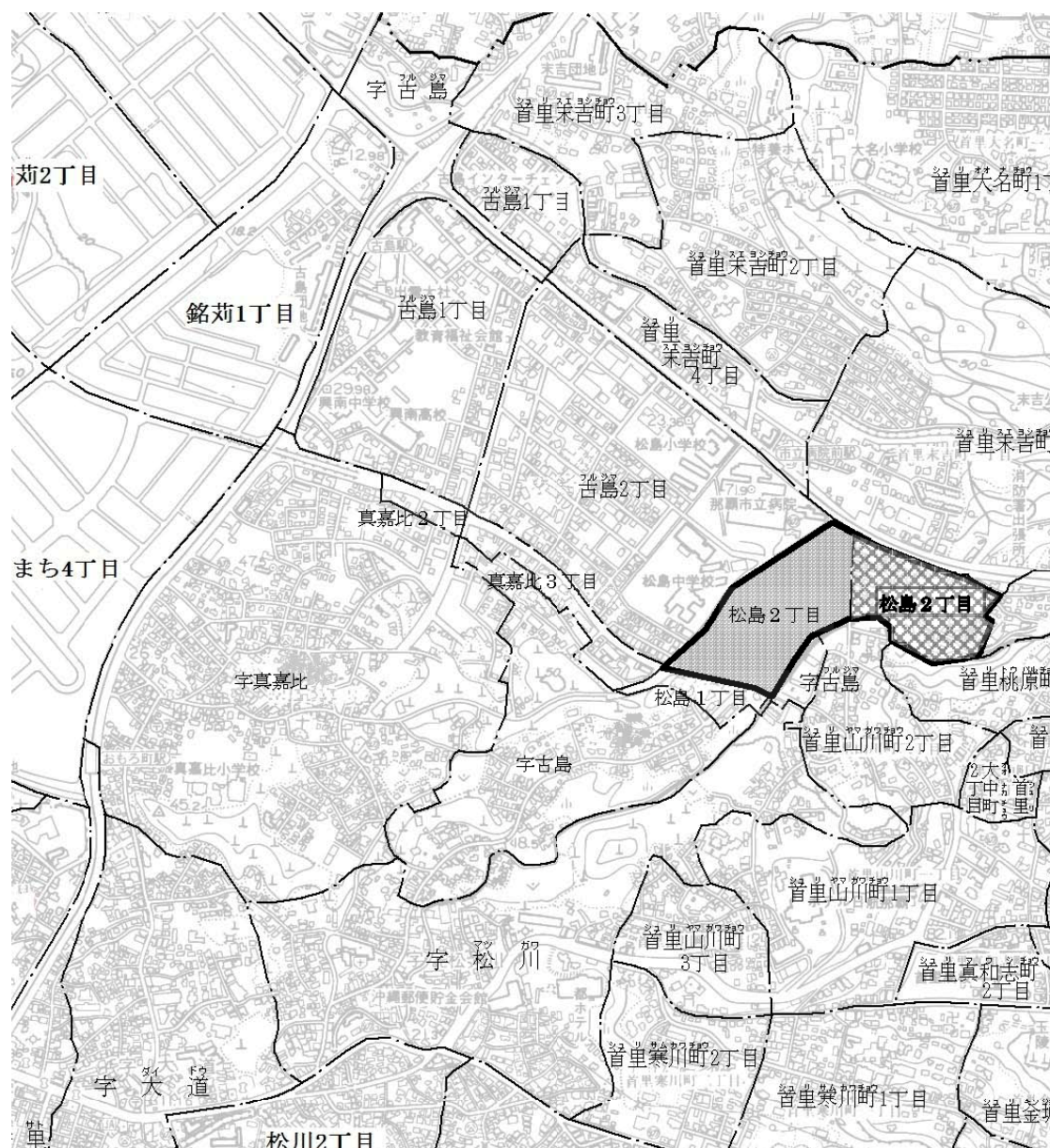
字古島の一部地区 現 況 図



凡例	現町字界	- . - . - . - .
	今回町界町名変更範囲	—————

別図2

字古島の一部地区（松島2丁目）町界町名整理図



凡例	現町字界	— . —	松島2丁目	
	新町字界	— — —	町界町名変更済	

那覇市告示第 113 号

平成 25 年 6 月 24 日

掲 示 済

住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

その関係図面は、那覇市都市計画部市街地整備課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 実 施 区 域 那覇市松島 2 丁目の一部（別図 1 のとおり）
- 2 実 施 期 日 平成 25 年 8 月 5 日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び 別図のとおり（別図省略）
住 居 番 号

別図 1

松島2丁目の一部 住居表示実施区域図



凡例	町字界		住居表示実施区域	

那覇市告示第 116 号

平成 25 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
絆ホームクリニック	神元 憲幸	平成 25 年 5 月 1 日
那覇市三原二丁目 20 番 10 号	パレアサヒ 20-A 号室	
みなみそら医院	長岡 研太郎	平成 25 年 6 月 1 日
那覇市字上間 336 番地 7		
モアクリニック	知念 清	平成 25 年 6 月 1 日
那覇市曙三丁目 21 番 1 号	海宝マンション 202 号	
りんご調剤薬局 上間店	南日本薬品株式会社	平成 25 年 6 月 1 日
那覇市上間 336 番地 7		

那覇市告示第 117 号

平成 25 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
モアクリニック（開設者：神元 憲幸） 那覇市曙三丁目 21 番 1 号 海宝マンション 202	平成 25 年 4 月 1 日

那覇市告示第 118 号

平成 25 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	休止年月日
所 在 地	
又吉胃腸科外科医院	平成 25 年 6 月 1 日
那覇市樋川一丁目 33 番 3 号	

那覇市告示第 119 号

平成 25 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名称	所在地	指定年月日
開設者	サービスの種類	
絆ホームクリニック	那覇市三原二丁目 20 番 10 号 パレア北 20-A 号室	平成 25 年 5 月 1 日
神元 憲幸	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
さき山歯科クリニック	那覇市久茂地二丁目 6 番 20 号 久高材木ビル 2 階	平成 25 年 5 月 21 日
医療法人さき山歯科クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
デイサービスひめゆり	那覇市壺屋一丁目 29 番 15 号 ライオンズマンション壺屋 102 号	平成 25 年 6 月 1 日
株式会社 リンクス	通所介護 介護予防通所介護	
デイサービス 楚辺の家	那覇市楚辺一丁目 13 番 6 号	平成 25 年 6 月 1 日
株式会社 ケアコネク ト	通所介護 介護予防通所介護	
デイサービス 佳(かない)	那覇市若狭二丁目 3 番 17 号 松岡マンション 1 階	平成 25 年 6 月 1 日
株式会社 佳(かない)	通所介護 介護予防通所介護	
デイサービスセンター 西町	那覇市西一丁目 20 番 19 号 1 階	平成 25 年 6 月 1 日
株式会社 なまくま	通所介護 介護予防通所介護	

早稲田イーライフあい らんど安里	那覇市字安里 367 番地 儀間 ^ア パート1階	平成 25 年 6 月 1 日
株式会社ジーセットメ ディカル	通所介護 介護予防通所介護	
平良クリニック	那覇市松尾二丁目 16 番 43 号	平成 25 年 5 月 1 日
平良 朝秀	居宅療養管理指導	
平良クリニック	那覇市松尾二丁目 16 番 43 号	平成 25 年 6 月 13 日
平良 朝秀	介護予防居宅療養管理指導	

公 告

那覇市公告第 98 号

平成 25 年 6 月 10 日

掲 示 済

那覇市広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 53 条）第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称

那覇広域都市計画公園事業 6・5・那 1 号奥武山公園

2. 施行者の名称

沖縄県

3. 事務所の所在地

那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

4. 事業地

(1) 収用の部分

昭和 47 年建設省告示第 1654 号、昭和 52 年建設省告示第 225 号、昭和 62 年建設省告示第 333 号、平成 6 年建設省告示第 1210 号、平成 8 年建設省告示第 1396 号及び平成 13 年沖縄総合事務局告示第 1 号の事業地のうち沖縄県那覇市奥武山町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和 47 年建設省告示第 1654 号、昭和 52 年建設省告示第 225 号、昭和 62 年建設省告示第 333 号、平成 6 年建設省告示第 1210 号、平成 8 年建設省告示第 1396 号及び平成 13 年沖縄総合事務局告示第 1 号の事業地に沖縄県那覇市奥武山町を加える。

5. 事業施行期間

昭和 47 年 9 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

6. 縦覧の場所

那覇市 建設管理部 花とみどり課

那覇市公告第 100 号

平成 25 年 6 月 12 日

掲 示 済

那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託契約について

那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び那覇市契約規則第 21 条第 2 項により随意契約するので公表する。

那覇広域都市計画事業

真嘉比古島第二土地区画整理事業

施行者 那覇市

代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 物品等又は役務の名称及び数量契約内容
那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託
- 2 契約相手方の決定方法又は選定基準
 - （1）地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。
 - （2）本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。
 - （3）臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
 - （4）本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
- 3 申請方法
見積書による。
- 4 契約担当課
都市計画部 区画整理課

那覇市公告第104号
平成25年6月19日
掲 示 済

保留地の一般公開抽選処分について

保留地（墓地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和57年那覇市規則第10号）第2条の規定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業
施行者 那覇市
代表者 那覇市長 翁長雄志

1 保留地の位置、地積及び処分価格

真嘉比古島第二地区

番号	街区・画地	面積（㎡）	価格（円）
①	7 1 街区 3-2 1 画地	1 3. 8 0	1, 7 2 5, 0 0 0
②	7 1 街区 4-1 4 画地	1 3. 7 5	1, 7 1 8, 0 0 0
③	7 1 街区 5-1 0-1 画地	1 3. 7 5	1, 7 1 8, 0 0 0
④	7 1 街区 5-1 0-2 画地	1 3. 7 5	1, 7 1 8, 0 0 0
⑤	7 1 街区 8-6-2 画地	1 3. 8 0	1, 7 2 5, 0 0 0

2 抽選参加者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- （１）未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- （２）保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が３ヶ月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
- （３）過去10年間に保留地を買い受けた者

3 抽選の日時及び場所

- （１）日時 平成25年 7 月17日（水）
 - ① 午前10時より（71街区 3-21画地の抽選）
 - ② 午前11時より（71街区 4-14画地の抽選）
 - ③ 午後 2 時より（71街区 5-10-1 画地の抽選）
 - ④ 午後 3 時より（71街区 5-10-2 画地の抽選）
 - ⑤ 午後 4 時より（71街区 8-6-2 画地の抽選）
- （２）場所 那覇市役所本庁舎10階会議室（1001号室）
那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎10階

4 抽選参加申込みの受付期間及び場所

- （１）日時 平成25年 7 月 1 日（月）から平成25年 7 月11日（木）まで
（午前 8 時30分～午後 5 時15分。ただし、土日祝日を除く。）
- （２）場所 那覇市役所区画整理課
那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 9 階 電話862-9137

5 その他抽選に必要な事項

- （１）抽選参加の申込みは、1 世帯又は 1 法人につき 1 筆とします。
- （２）抽選参加の申込みは、所定の抽選参加申込書により必要な書類を添えて、申込受付期間内に行うこと。
- （３）抽選参加申込書等は、区画整理課で配布します。

※ なお、一般公開抽選において売却の決定がなかった保留地が生じた場合は、上記「2 抽選参加者の資格」の（２）、（３）に該当する者への処分も可とする。

那覇市公告第 105 号

平成 25 年 6 月 19 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 107 号

平成 25 年 6 月 20 日

掲 示 済

マンション建替組合の事業計画の変更認可について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称
丸竹ファミリーマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
丸竹ファミリーマンション
 - (2) 敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 4 事業施行期間
平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月
- 5 事務所の所在地
沖縄県那覇市西 1 丁目 19 番 7 号 フェアービル 5 階
株式会社ファースタイル 本社事務所内
- 6 設立認可年月日
平成 25 年 5 月 1 日
- 7 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 8 公告の方法
組合の公告は、施行敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 事業計画の変更の認可の年月日
平成 25 年 6 月 20 日

那覇市公告第 108 号

平成 25 年 6 月 20 日

掲 示 済

施行マンションの名称等を表示する図書の閲覧について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 2 項において準用する同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の施行マンションの名称及びその敷地の区域等を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成 14 年政令第 367 号）第 2 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 縦覧場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所（建設管理部 建設企画課）

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

那覇市公告第 117 号

平成 25 年 6 月 25 日

掲 示 済

平成 25 年度県産加工食品等販路拡大支援事業委託の受託者選定にかかる公募型企画提案募集の実施について

県産加工食品等販路拡大支援事業委託について、公募型企画提案募集を実施するので次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 事業委託の名称
県産加工食品等販路拡大支援事業委託
- 2 業務内容及び履行方法
県産加工食品等販路拡大支援事業委託募集要項および仕様書による。
- 3 応募資格
 - (1) 法人が単独で応募する場合
市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人
 - (2) 共同企業体での応募の場合
 - ＜1＞代表者：市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人
 - 構成員：県内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人
 - ＜2＞共同企業体間で協定を結ぶこと。
 - (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- 4 提出書類
県産加工食品等販路拡大支援事業委託募集要項を参照すること。
- 5 募集要項および提出書類様式の配布
 - (1) 配布期間
平成 25 年 6 月 25 日（火）から平成 25 年 7 月 5 日（金）の午前 9 時から午後 5 時 15 分まで。ただし、12 時から 13 時の間、土曜日、日曜日は除く。

(2) 配布場所

那覇市経済観光部商工農水課

配布物に関しては、那覇市公式ホームページでも公開する。

〈那覇市公式ホームページ <http://www.city.naha.okinawa.jp/>〉

6 応募方法

提出書類および提出書類の電子ファイル（CD-ROM）を受付期間内に持参すること。（郵送、FAX等による受付は行わない。）

(1) 受付期間

4 (1) 配布期間と同様

(2) 受付場所

4 (2) 配布場所と同様

7 問い合わせ先

〒900－8585 那覇市泉崎 1－1－1 本庁舎 6 階

那覇市経済観光部商工農水課 商工振興グループ

T E L 098－951－3212

F A X 098－951－3213

那覇市公告第 121 号

平成 25 年 7 月 1 日

ホイールローダー購入に係る制限付一般競争入札の実施について

エコマール那覇リサイクル棟で使用する、ホイールローダー購入に係る制限付一般競争入札を実施する。

那覇市長 翁 長 雄 志

入札参加要件

納入機は別紙仕様書に定める性能、諸元、各部構造その他を満足させるほか、沖縄の気候風土に耐え得る耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものを納入できる沖縄県内の業者とする。

参考車両

コマツ WA100、カワサキ 50ZV など

仕様書：那覇市ホームページ内のクリーン推進課お知らせよりダウンロードできます。

入札説明会

日時：平成 25 年 7 月 10 日（水）10：00

場所：那覇市環境部クリーン推進課 課内会議室

沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地（那覇市・南風原町環境施設組合管理棟 2 階）

入開札日

日時：平成 25 年 7 月 17 日（水）10：00

場所：那覇市環境部クリーン推進課 課内会議室

沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地（那覇市・南風原町環境施設組合管理棟 2 階）

問合せ先

那覇市環境部クリーン推進課
環境施設グループ

担当：久場島

TEL 882－6950

FAX 888－1274

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第7号

平成 25 年 7 月 1 日

指定管理者の募集について

那覇市教育委員会では、那覇市立森の家みんな条例第16条第1項の規定により、平成26年4月から那覇市立森の家みんなの管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 城 間 幹 子

- 1 名称及び位置
名称：那覇市立森の家みんな
位置：那覇市首里儀保町4丁目79番地8（末吉公園内）
- 2 選定の基準
 - （1）市民の平等な利用が確保できること。
 - （2）事業計画書の内容が森の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - （3）事業計画書の内容に沿った森の家の管理を安定して行う能力を有すること。
- 3 管理の基準及び業務の範囲
那覇市森の家みんな条例に定めるもののほか、詳細については別紙募集要項を参照。
- 4 指定管理の予定期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日（5年間）
- 5 申請の方法
 - （1）公募期間
 - ① 平成25年7月16日（火）～9月20日（金）16：00の間
 - ② 募集要項・申請書等は、那覇市役所公式ホームページ（以下のURL）よりダウンロードできます。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kyouikuikuseika/minmin/top.html>

（2）提出書類

- ①那覇市立森の家みんな指定管理者指定申請書
- ②宣誓書
- ③定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類
- ④法人にあつては法人の登記事項に係る証明書
- ⑤役員の名簿及び履歴書
- ⑥組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑦平成 24 年度における期末の財産目録及び収支決算書
- ⑧平成 25 年度における事業計画書及び収支計算書
- ⑨指定の予定期間（平成 26～31 年度）の管理に係る事業計画書
- ⑩指定の予定期間（平成 26～31 年度）の管理に係る収支計算書
- ⑪納税証明書
- ⑫その他教育長が必要と認める書類

（3）受付期間

平成 25 年 9 月 9 日（月）～9 月 20 日（金）間の平日 9：00～16：00
（12：00～13：00 を除く）

（4）提出方法

提出書類を添えて、青少年育成課へ直接持参してください。
Eメール、FAX、郵送では受け付けません。

6 施設見学及び募集説明会

- ① 日時 8 月 8 日（木）10：00～
- ② 場所 那覇市立森の家みんな
- ③ 事前に申込が必要です。詳細は募集要項を参照してください。また、当日の参加者は 1 団体につき 2 名までとします。

7 問い合わせ先

那覇市教育委員会 学校教育部 青少年育成課（那覇市役所本庁 10 階）
電話：098-917-3509 FAX：098-917-3521 担当：玉城
Eメール：e-boy-ikusei001@neo.city.naha.okinawa.jp

